

山形市立第十小学校「いじめ防止基本方針」

目 標

子どもの権利・人権が保障され、全員にその意識が定着している学校

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、背景にある事情を捉え、児童生徒の感じる被害性に着目して行う。また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合には、校内組織において情報を共有し、「いじめ」という言葉を使用するか否かも検討しながら対応する。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止のための取り組み

(1)教職員による指導について

- ① いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ③ 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・教師と子ども、子どもと子どもの中に、心のつながりのある関係（リレーション）づくり
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
 - ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくり
 - ・特別な支援が必要な児童に対する個別指導の実施

(2)児童に培う力とその方策

① 培う力

- ・相手の気持ちや周囲の気持ちを読み取るコミュニケーション能力
- ・権利・人権についての意識の定着
- ・援助希求力（助けを求めたり相談したりできる力 help-seeking）
- ・状況への応答力
- ・ストレスを適切に対処する力
- ・自己有用感、自己肯定感

② そのための方策

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・総合的な学習の時間の充実
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・一人一人が活躍できる集団づくり
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会
- ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会
- ・社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、該当学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭

○校外関係者：PTAの代表者、学校医、地区民生児童委員、教育委員会指導主事、学習センター相談員など

② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取り組みを行う。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応

(4) その他

- ① 児童会活動等児童の主体的な取り組みを積極的に構築する。
- ② 家庭・地域との積極的な連携を進める。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感を持っていじめを認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査や個別面接の実施、また、日常の観察による声かけを実施し、個別の状況把握に努める。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交

友関係や悩みを把握したり、家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ③ 児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 いじめに対する措置(早期対応・組織的対応)

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談(ほうれんそう)

- ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。「解消している」状態について、次の条件が満たされているかという視点から判断する。また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめられた児童生徒及びいじめた児童

生徒については、日常的に注意深く観察していく。

○「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的・行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

○「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

②しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

④教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に山形市教育委員会と協議をする。

(5) 集団へのはたらきかけ

①いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。教育的諸課題等から、次のような特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援・指導を組織的に行う。

○発達障がいを含む、障がいのある児童

○海外から帰国した児童や外国人の児童

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童

○被災児童

など

(6) インターネット上のいじめへの対応

①インターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に指導する。

②校内において、情報化への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

③保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で、校内における情報モラルに関する指導

状況や児童のインターネット利用状況等について情報提供を行い、ネット上のいじめ防止と早期発見・早期対応への理解と協力を求めていく。

- ④インターネット上でいじめの発見につなげるために、現実での児童の人間関係の把握に努める。児童生徒がインターネット上でいじめを把握した際に相談しやすい関係や体制づくりに努める。市教育委員会や保護者と連携しながら、ネットパトロールを行う。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ①いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

(具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ)

- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)

(2) 校内の連絡・報告体制

・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ① 当該調査に係る重大事態(疑いがあると認められるときも含む)の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- ① 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

(平成30年3月1日 改定)